

(R7) 竹松駐屯地宿舎量水器取替役務

件名	(R7)竹松駐屯地宿舎量水器取替役務					図面番号	1/2
図名	表紙					縮尺	—
業務隊長	厚生科長	厚生班長	宿舎係	管理科長	営繕班長	給排水係長・営繕主任・管財・工事企画	担当
了	了	了	了	了	了	了	了
陸上自衛隊 竹松駐屯地業務隊						令和7年 12月 8日	

仕 様 書

1 件 名

(R7)竹松駐屯地宿舍水量水器取替役務

2 場 所

長崎県大村市森園町

当該宿舍の細部所在地は係官から請負業者へ別途通知する。

3 役務概要

遠隔式水道メーター取替 112箇所

4 一般事項

- (1) 本役務において図面及び特記仕様書に記載なき事項は、国土交通省大臣官房庁営繕部監修『公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）』の各種最新版に従い、確実に施工するものとする。
- (2) 役務中、他の物件等を破損等させた場合は、速やかに係官に報告するとともに、請負者の責任において速やかに原状復旧すること。
- (3) 仕様書に記載なき事項であっても施工上当然施工すべき事項については、請負業者の責任において施工するものとする。
- (4) 本役務は係官立会いのもと実施し、作業終了後速やかに作業報告書を1部係官へ提出するものとする。
- (5) 本役務の作業写真は、施工前、施工後、主要な作業段階毎、隠蔽箇所、全ての使用材料及び係官の指示する箇所を撮影し、作業写真台帳（A4版）に整理の上、係官に提出するものとする。なお、写真データは役務完了後確実に破棄するものとする。
- (6) 事故、火災及び第三者への被害等がないように安全管理には十分注意して施工するものとする。
- (7) 本役務で発生する発生材は、金属類については重量を測定の上、竹松駐屯地に搬入集積し、発生材調書を係官に提出するものとする。その他の発生材は産業廃棄物として適切に処分し請負業者の負担において適切に処分するものとする。



2棟メーター現況写真



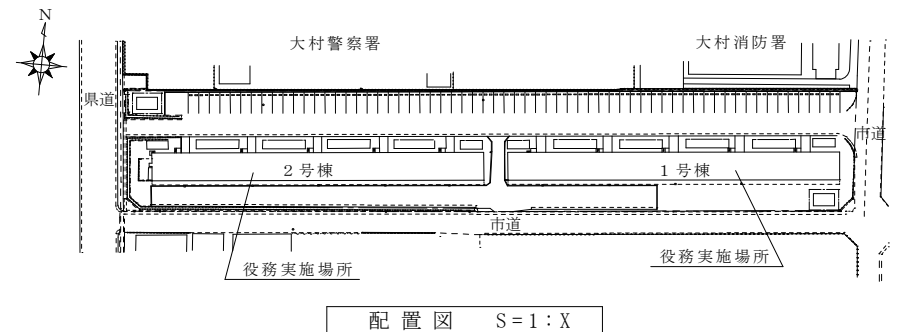
1棟メーター現況写真

5 特記事項

(1) 設置場所、規格及び数量

棟	設置場所	製造所及び規格	数 量	備 考
1号棟	各階階段パイプスペース内	愛知時計電機株式会社 ESDS13(P付)	50個	各戸用
	足洗場等 メーターボックス内	同等品以上	6個	足洗場等用
2号棟	各階階段パイプスペース内	アズビル金門株式会社 RKDA13 RWM出力	50個	各戸用
	足洗場等 メーターボックス内	同等品以上	6個	足洗場等用

- (2) 新規に取り付ける量水器については、必ず現地確認を実施し、既存ねじ山等を確認のうえ材料発注するものとする。
- (3) 本役務は、大村市指定給水装置工事業者が施工するものとし、大村市の条例を遵守するものとする。
- (4) 既設水道メーター撤去及び設置は、大村市管工業協同組合の立会いのもと実施するものとし、取り外し指針及び取付指針を記載した新旧メーター指針一覧を大村市へ報告するものとする。
- (5) 本役務は、水道メーターのみ取り替えるものとし、伝送線、集中検針盤及び端末伝送器等は既設を再使用するものとする。
- (6) 屋外メーターボックス内の伝送線の接続に際し、防湿処理等が必要な場合は、請負業者側負担で実施するものとする。



件 名	(R7)竹松駐屯地宿舍水量水器取替役務	図 面 番 号	2/2
図 名	仕様書・案内図・配置図	縮 尺	—
陸上自衛隊 竹松駐屯地業務隊		令 和 7 年	12 月 8 日